

82

昭和七年十一月 日

佛國ニ於ケルトツカ<sup>ル</sup>ニ對スル失業金庫

社會部職業課



凡例

一、本篇ハ昭和七年七月二十一日理第二五六号ヲ以テ在野府  
國際労働機関帝國事務所長ヨリ社會局長官宛報告  
セル「併蘭西失業報告」件」中ノ一部分ナリ

目次

- 一、併國ニ於ケル「ドツカー」ニ對スル失業金庫
- 二、一九三一年六月三日失業ドツク労働者扶助金庫
- 三、對スル國庫補助金規定



一、佛國ニ於ケル「ドッカー」ニ對スル失業金庫

一九三一年六月三日、命令ノ規定ニ依リバ失業セル船渠工傷者  
扶助ノ爲ニ各府縣及市町村ハ右ニ關スル特別扶助金庫ヲ設立  
スルヲ得ルコトトナリ居レルガ、工傷省報 (Bulletin du Ministère  
Social) ニ發表セラレタル最近ノ情報ニヨリバ現在存在スル右特別  
扶助金庫ハ七個ニシテ、間歇的船渠失業工傷者三、七五五名ニ對シ  
扶助ヲ給付シ居レリ  
即チ扶助ヲ受ケ居ル右失業工傷者ヲ細クスレバ「アーヴール」一、二七二名  
「ルーアン」七九九名 「ダンケルク」七四四名 「カリー」四八四名 「サン  
ナゼール」二〇五名 「ナント」一三八名 「ボルドウ」八三名ノ割合ナリ



一、一九三一年六月三日失業ドック労働者扶助金庫

ニ對スル國庫補助金規定

第一條 失業「ドック」労働者扶助ノ目的ヲ以テ府縣及市町村ニヨリテ設立セラレタル扶助金庫ハ本法ニ定メラレタル條件ヲ滿ス場合ニ限り國庫補助金ヲ均霑スルヲ得

第二條 第一條規定ノ諸金庫規則ハ労働大臣ノ認可ヲ經ルコトヲ要シ其ノ許可ヲクシテ之ヲ変更スルヲ得ス

第三條 第一條ニ規定セラレタル諸金庫ノ管理ハ特別會計トナシ一九二六年十二月二十八日ノ命令ニ依リ設クルヲ得ヘキ府縣及市町村基金ノ會計ヨリ独立セシムヘシ但シ此ノ二者ハ同一委員會ノ監督ニ附スルコトヲ得

是等諸金庫ハ如何ナル場合ニ於テモ是等金庫所在都市ノ公設職業紹介所ト常ニ聯絡ヲ保ツヘシ



第四條 是等金庫ハ少クとも六ヶ月以上此職共業ニ從事シ右ヲ以テ  
生計ヲ立ツルコトヲ証セル「ドック」労働者ニ對シテノミ扶助ヲ  
ナスコトヲ得

金庫規則ハ右ニ必要ナル奉証事項ヲ掲クヘシ

第五條 是等「ドック」労働者ハ毎日通常労働者採用時刻ニ出頭セ  
ルモ、全部ニテ三分労働日又ハ半日労働六日間以上ノ労働ヲ得  
ルコト能ハサリシコトヲ証セル週間ニ對シテノミ扶助ヲ受クルコトヲ得  
金庫規則ハ右ニ必要ナル奉証事項ヲ掲クヘシ  
規則ハ失業者ハ少クとも毎日二回労働者採用所ニ出頭スルコト  
必要ナルコトヲ明記スヘシ  
日々ノ失業手当ヲ支給スル日数ハ同一週間中ニ於テハ上記  
三分労働日又ハ六分労働日ヲ控除セル奉証セラレタル失業日  
数以上ニ過ルヲ得ス

第六條 修正セラレタル一九二六年十二月二十八日命令ハ本法ト別段  
ノ抵觸ナキ限り本法第一条ニ規定セラレタル金庫ニ總テ之ヲ適  
用ス

第七條 労働及社會大臣、予算大臣ハ各、自己ノ権限内ニ於テ  
官報ニ公布セラルヘキ本命令ノ施行ニ付キ其責ニ任ス



昭和七年八月

(代 騰 寫)

農村救済土木工事は請負施工を原則とすべし

乞 高 覽

日本土木建築請負業者聯合會

東京市麴町區内幸町一ノ三大阪ビル六階  
(電話番號 銀座四四三二) (電報略レン)